

平成 23 年(2011 年)9 月 16 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

東日本大震災に係る被災者支援の取扱いについて

1 義援金の取扱いについて

(1) 第 2 回目の配分について

岩手県、宮城県及び福島県に各 300 万円、岩沼市、亘理町及び東松島市に各 200 万円の計 1,500 万円を贈ることとする。

これまでに、区民等から預かった義援金の額は、8 月 26 日現在 45,554,383 円 であり、第 1 回分として 6 月 29 日に、岩手県、宮城県及び福島県に 1,000 万円ずつ（計 3,000 万円）を贈った。

(2) 義援金の受付期間の延長について

受付期間を平成 24 年 3 月 30 日（金）まで延長する。（延長前の期間は「9 月 30 日（金）まで」）

2 区内に避難している被災者に対するサービスの提供期間の延長について

区は、区内に避難している被災者に対して、原則利用者負担なしでサービスを提供しているが、この期間を平成 24 年 7 月末まで延長する。（延長前の期間は「当面、平成 23 年 10 月末まで」）